山口県がん検診県民サポーター設置要項

（目的）

第１条　県は、県民のがん検診の受診に係る啓発活動を推進することにより、がんの早期

発見・早期治療を進めることを目的として、地域においてがん検診の受診勧奨を行

う、山口県がん検診県民サポーター（以下「県民サポーター」という。）を設置する。

（県民サポーター）

第２条　県民サポーターは、県又は県から認定を受けた者が実施するがん検診県民サポー

ター養成研修（以下「養成研修」という。）を受講した者で、県が認めたものとする。

２　県民サポーターは、がんに関する正しい知識を持ち、がん検診の重要性を理解し

た上で、自らがん検診を受診するとともに、地域において地域の住民等にがん検診

の受診を勧めるものとする。

（養成研修）

第３条　養成研修は、県が実施するものとするが、県の認定を受けた者が実施することを

妨げない。

　　２　養成研修は、別に掲げる研修基準（教材は県が提供）に沿った内容を基本とする。

　　３　養成研修の受講者に対して個人情報保護の重要性について周知徹底することとする。

（認定）

第４条　県民サポーターには、養成研修を受講した証として、「山口県がん検診県民サポーター認定手帳」（以下「認定手帳」）を交付するものとする。

（活動）

第５条　県民サポーターの活動は、地域の住民等に対して、がん検診の受診の有用性や重要性に係る普及啓発や検診受診勧奨（以下「活動」という。）を行うものとする。

（任期）

第６条　県民サポーターには任期は定めないものとする。

（守秘義務）

第７条　県民サポーターは、活動に際して知ることのできた県民の個人情報などの秘密を

漏らしてはならない。

（営利目的への利用の禁止）

第８条　県民サポーターは、県民サポーターの活動等を営利目的に利用してはならない。

（活動停止）

第９条　県民サポーターが次に掲げる各号に該当すると認められる行為を行った場合は、以後の活動を停止するものとする。

　　　（１）守秘義務に違反した場合

　　　（２）県民サポーターの名称及び活動を営利目的に利用した場合

　　　（３）その他、県民サポーターにふさわしくない行為があった場合

（その他）

第１０条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則　この要項は、平成２７年９月７日から施行する。

（別　　掲）研修基準

|  |
| --- |
| ・がんを取り巻く現状・がん検診に関する知識・がん検診の目的・がん検診の種類と特徴・がん検診受診後の対応・がんの予防対策・山口県のがん対策・がん検診県民サポーターの活動 |